

九州歯科大学中期計画 新旧対照表

現 行		変 更 案		変更理由	
中期目標	中期計画	中期目標	中期計画		
1. 教育	<p>歯科保健医療の分野において活躍する優秀な歯科医師を育成する。</p>	<p>1. 地域発展に貢献する歯科医師の育成</p> <p>①コミュニケーション能力、倫理観、探求心の育成 ②歯科医師として備えるべき基礎的知識に関する教育の徹底 ③的確な判断能力、治療技術力の育成 ④専門医療、高度先進医療を行える人材の育成 ⑤成績評価基準の明確化と厳格な評価の実施 ⑥教育の成果・効果の検証</p> <p>2. 適性のある優秀な人材の確保・育成</p> <p>①アドミッションポリシーを重視した入学選抜試験の実施 ②在校生対象の特待生制度等の導入 ③広報活動の充実</p> <p>3. 教育の質の改善</p> <p>①教育活動の評価の実施及び任期制の導入 ②FDの推進</p> <p>4. 学生への支援</p> <p>①学習相談・助言・支援の組織的対応 ②就職支援</p>	<p>1. 教育</p> <p>歯科保健医療の分野において活躍する優秀な医療人を育成する。</p>	<p>1. 地域発展に貢献する歯科医師及び歯科衛生士の育成</p> <p>①コミュニケーション能力、倫理観、探求心の育成 ②医療人として備えるべき基礎的知識に関する教育の徹底 ③的確な判断能力、治療技術力の育成 ④専門医療、高度先進医療を行える人材の育成 ⑤成績評価基準の明確化と厳格な評価の実施 ⑥教育の成果・効果の検証</p> <p>2. 適性のある優秀な人材の確保・育成</p> <p>①アドミッションポリシーを重視した入学選抜試験の実施 ②在校生対象の特待生制度等の導入 ③広報活動の充実</p> <p>3. 教育の質の改善</p> <p>①教育活動の評価の実施及び任期制の導入 ②FDの推進</p> <p>4. 学生への支援</p> <p>①学習相談・助言・支援の組織的対応 ②就職支援の充実</p>	
2. 研究	<p>大学の教育や社会の発展に役立つ研究を推進する。</p>	<p>1. 研究水準並びに研究成果の向上</p> <p>①大学の方針に沿った研究に対する適正な研究者の配置・研究費の配分 ②研究の事後評価・検証システムの構築・実施 ③外部研究資金の獲得 ④産学官連携の推進</p>	<p>2. 研究</p> <p>大学の教育や社会の発展に役立つ研究を推進する。</p>	<p>1. 研究水準並びに研究成果の向上</p> <p>①大学の方針に沿った研究に対する適正な研究者の配置・研究費の配分 ②研究の事後評価・検証システムの構築・実施 ③外部研究資金の獲得 ④産学官連携の推進</p>	
3. 社会貢献	<p>大学の保有する人材、知識、施設等を社会のために活用する。</p>	<p>1. 地域社会への貢献及び国際交流に関する体制の構築・実施</p> <p>①e-learningシステムを活用したリカレント教育の充実 ②歯科医療情報の提供 ③研究成果の地域への発信 ④アジア等を主眼に置いた国際貢献の実施 ⑤地域住民の健康増進のための保健プログラムの構築と活用</p>	<p>3. 社会貢献</p> <p>大学の保有する人材、知識、施設等を社会のために活用する。</p>	<p>1. 地域社会への貢献及び国際交流に関する体制の構築・実施</p> <p>①e-learningシステムを活用したリカレント教育の充実 ②歯科保健医療情報の提供 ③研究成果の地域への発信 ④アジア等を主眼に置いた国際貢献の実施 ⑤地域住民の健康増進のための保健プログラムの構築と活用</p>	
4. 業務運営	<p>理事長のリーダーシップのもと、主体的・自律的な大学運営を確立する。</p>	<p>1. 運営体制の改善</p> <p>①予算や人員の効果的な配分と事務局機能の強化 ②安全管理体制の充実</p> <p>2. 人事の適正化</p> <p>①教員個人業績評価制度の導入 ②任期制の導入</p>	<p>4. 業務運営</p> <p>理事長のリーダーシップのもと、主体的・自律的な大学運営を確立する。</p>	<p>1. 運営体制の改善</p> <p>①予算や人員の効果的な配分と事務局機能の強化 ②安全管理体制の充実</p> <p>2. 人事の適正化</p> <p>①教員個人業績評価制度の導入 ②任期制の導入</p>	
5. 財務	<p>経営者の視点に立って、法人の財政運営を行う。</p>	<p>1. 自己収入の増加</p> <p>①学生納付金の確保とあり方検討 ②診療報酬の確保 ③施設設備の有効活用等 ④外部研究資金の増収</p> <p>2. 経費の抑制</p> <p>①人件費の抑制 ②職員の意識改革、経費の節減</p> <p>3. 附属病院経営の改善</p> <p>①地域医療サービスの向上の推進 ②経営の効率化を推進するためのシステムの構築</p>	<p>5. 財務</p> <p>経営者の視点に立って、法人の財政運営を行う。</p>	<p>1. 自己収入の増加</p> <p>①学生納付金の確保とあり方検討 ②診療報酬の確保 ③施設設備の有効活用等 ④外部研究資金の増収</p> <p>2. 経費の抑制</p> <p>①人件費の抑制 ②職員の意識改革、経費の節減</p> <p>3. 附属病院経営の改善</p> <p>①地域医療サービスの向上の推進 ②経営の効率化を推進するためのシステムの構築</p>	
6. 評価	<p>評価を厳正に実施し、大学運営に反映する。</p>	<p>1. 評価の充実</p> <p>①大学評価・個人業績評価の充実と評価結果の公表・反映</p>	<p>6. 評価</p> <p>評価を厳正に実施し、大学運営に反映する。</p>	<p>1. 評価の充実</p> <p>①大学評価・個人業績評価の充実と評価結果の公表・反映</p>	
7. 情報公開	<p>情報公開を積極的に推進する。</p>	<p>1. 情報の公開等の推進</p> <p>①情報公開に関するガイドラインの作成及び情報公開の積極的な推進 ②個人情報保護の徹底</p>	<p>7. 情報公開</p> <p>情報公開を積極的に推進する。</p>	<p>1. 情報の公開等の推進</p> <p>①情報公開に関するガイドラインの作成及び情報公開の積極的な推進 ②個人情報保護の徹底</p>	
		<p>その他中期計画において定める事項</p> <p>I. 収支計画予算及び資金計画予算 II. 短期借入金の限度額 III. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 IV. 剰余金の使途</p>		<p>その他中期計画において定める事項</p> <p>I. 収支計画予算及び資金計画予算 II. 短期借入金の限度額 III. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 IV. 剰余金の使途</p>	

九州歯科大学中期計画 新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(前文)</p> <p>近年、国民の健康の管理・増進について医学・歯学の研究成果が蓄積され、この分野において両者を融合する教育研究領域が形成されつつある。このような動きのなかで、これからの歯科医師には、これまでのような院内での歯科治療に加えて、ヘルスプロモーションに力点をおいた歯科保健活動や高齢者の食べる機能を回復させる摂食機能リハビリテーションなどが求められる。</p> <p>福岡県が進める保健医療計画においても、県内の各年齢層に対応したきめ細かい歯科保健事業や要介護高齢者等に対する歯科保健医療対策の充実などを進めており、施策の推進に貢献できる知識・技術を持った歯科医師の確保が求められている。</p> <p>そこで、公立大学法人九州歯科大学では、豊かな人間性と探究心を育む歯科医学教育を学生に提供し、的確な判断力と高い技術力のもとより、乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の健康管理が行える歯科医師を育成する。</p> <p>研究面では、大学における教育活動を支える研究や大学の軸となる研究を推進し、地域社会の発展に貢献する。</p> <p>さらに、臨床面では、口を通して県民の健康を守る附属病院づくりを目指すとともに、リカレント活動を通じて地域の歯科医師の研究活動に力を注ぐ。</p> <p>1. 教育</p> <p>近年のめざましい医学・歯学の進歩にともない、学生教育の内容が多岐なものになったことから、これまでの教育手法だけでは質の高い教育を維持することが難しくなり、従来の一方向型の講義と実習だけでは教育効果の向上が望めないと考えられるようになってきた。</p> <p>そこで、九州歯科大学では教育改革を進め、全国レベルで作成されたモデル・コアカリキュラムに基づいたカリキュラム改編を行い、地域歯科医療の現場で活躍する優秀な歯科医師の育成に取り組んできた。さらに、時代の流れに対応できる柔軟な判断力と問題の自己解決能力を有する歯科医師を育成するためにチュートリアル教育など新たな教育手法を導入した。今後、これまで以上に教育に力を注ぎ、公立大学法人として個性的な教育カリキュラムを構築して、学校歯保健などの地域歯科保健においても、牽引者として社会貢献するという強い使命感を持った歯科医師を育成していく。</p> <p>(1)教職員が積極的にオープンキャンパスや高校訪問などの広報活動を行い、歯科医師の社会における必要性をアピールする。あわせて、大学として、特待生入試や在学生を対象とした特待生制度を導入して、優秀な人材確保に努める。</p>	<p>(前文)</p> <p>近年、国民の健康の管理・増進について医学・歯学の研究成果が蓄積され、この分野において両者を融合する教育研究領域が形成されつつある。このような動きのなかで、これからの歯科医療に携わる者^①には、これまでのような院内での歯科治療に加えて、口腔の健康と全身の健康を考え、^②ヘルスプロモーションに力点をおいた歯科保健活動や高齢者の食べる機能を回復させる摂食機能リハビリテーションなどが求められる。</p> <p>福岡県が進める保健医療計画においても、県内の各年齢層に対応したきめ細かい歯科保健事業や要介護高齢者等に対する口腔ケア、口腔機能向上など、多様化するニーズへの適切な対応と、^③歯科保健医療対策の充実などを進めており、施策の推進に貢献できる知識・技術を持った医療人^④の確保が求められている。</p> <p>そこで、公立大学法人九州歯科大学では、豊かな人間性と探究心を育む歯科医学教育を学生に提供し、的確な判断力と高い技術力のもとより、乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の健康管理が行える歯科医師及び歯科衛生士^⑤を育成する。</p> <p>研究面では、大学における教育活動を支える研究や大学の軸となる研究を推進し、地域社会の発展に貢献する。</p> <p>さらに、臨床面では、口を通して県民の健康を守る附属病院づくりを目指すとともに、リカレント活動を通じて地域の歯科医療に携わる者の^⑥研究活動に力を注ぐ。</p> <p>1. 教育</p> <p>近年のめざましい医学・歯学の進歩にともない、学生教育の内容が多岐なものになったことから、これまでの教育手法だけでは質の高い教育を維持することが難しくなり、従来の一方向型の講義と実習だけでは教育効果の向上が望めないと考えられるようになってきた。</p> <p>そこで、九州歯科大学では教育改革を進め、全国レベルで作成されたモデル・コアカリキュラムに基づいたカリキュラム改編を行い、地域歯科医療の現場で活躍する優秀な歯科医師の育成に取り組んできた。さらに、時代の流れに対応できる柔軟な判断力と問題の自己解決能力を有する歯科医師を育成するためにチュートリアル教育など新たな教育手法を導入した。今後、歯学科と口腔保健学科を有する「口の総合大学」として、^⑦これまで以上に教育に力を注ぎ、公立大学法人として個性的な教育カリキュラムを構築して、学校歯科保健などの地域歯科保健においても、牽引者として社会貢献するという強い使命感を持った歯科医師及び歯科衛生士^⑧を育成していく。</p> <p>(1)教職員が積極的にオープンキャンパスや高校訪問などの広報活動を行い、歯科医師及び歯科衛生士^⑨の社会における必要性をアピールする。あわせて、大学として、特待生入試や在学生を対象とした特待生制度を導入して、優秀な人材確保に努める。</p>	<p>※中期目標の変更に伴い、歯科衛生士の養成を踏まえた表現に改めるもの。</p> <p>①「歯科医師」→「歯科医療に携わる者」</p> <p>②「口腔の健康と全身の健康を考え」追加</p> <p>③「口腔ケア、口腔機能向上など、多様化するニーズへの適切な対応と」追加 ※中期目標前文に添った文言の追加</p> <p>④「歯科医師」→「医療人」 ※「医療人」＝歯科医師・歯科衛生士以外の職種も含む</p> <p>⑤「歯科医師」→「歯科医師及び歯科衛生士」</p> <p>⑥「歯科医師」→「歯科医療に携わる者」 ※「歯科医療に携わる者」＝歯科医師・歯科衛生士以外の職種も含む</p> <p>⑦「歯学科と口腔保健学科を有する歯科大学として」追加 ※口腔保健学科設置による文言の追加</p> <p>⑧「歯科医師」→「歯科医師及び歯科衛生士」</p> <p>⑨「歯科医師」→「歯科医師及び歯科衛生士」</p>

現 行	変 更 案	変更の内容
<p>(2) 主体的かつ能動的に学習する学生を育てることを目的として、探求心を身につけさせる手法として有効である少人数グループ学習やテュートリアル教育を、早い時期からより多くの履修科目に導入する。あわせて、高い倫理観を持った歯科医師を育成するために、医の倫理を培う素養教育を充実させる。</p> <p>(3) 知識・技術教育に加えて、患者の痛みを理解して円滑な意思疎通ができる歯科医師育成を目指した態度教育を充実させ、医療の現場で必須の医療コミュニケーション能力を有する歯科医師を育成する。さらに、医療経営や社会保険に関する教育も行い、地域医療の現場で即戦力となるような歯科医師を育成する。</p> <p>(4) 高度な専門歯科医療の継承者を育成していくために、口腔外科、歯科矯正科、歯周病科などの専門外来での臨床教育を強化する。あわせて、新たな患者ニーズに対応可能な歯科医師を育成するために、要介護高齢者の歯科保健医療を担当する摂食機能リハビリテーション科における臨床教育を充実させる。</p> <p>(5) 歯科医学を支える研究を推進し、そこで得られた成果を学部学生の教育に反映させる。</p> <p>2. 研究 学長は、強いリーダーシップのもとで大学の軸となる研究プロジェクト(地域歯科保健の向上、先進医療、地域の産業の創生、新たな教育手法の開発、附属病院の経営改善)を構築し、適正な研究費配分と研究者配置を行い、大学の教育や社会の発展に役立つ研究を推進する。さらに、大学全体で外部研究資金の獲得を目指し、研究成果を国内外に発信して外部評価に耐えうる大学づくりを行う。</p> <p>3. 社会貢献 大学および附属病院が有する知的財産を社会に還元するために、社会の要請に即した事業展開を推進する。とくに、現在、構築中の e-learning システムを活用し、本学のリカレント教育を発展させる。国際貢献では、アジア等を主眼においた歯科保健医療活動を充実させる。</p> <p>4. 病院運営 九州歯科大学附属病院では、実践的な臨床教育を行いながら、一層の地域医療サービスの向上と経営の効率化を目指していく。さらに、専門外来に熟達した技術を有する歯科医師を配置し、先進医療や要介護者の摂食リハビリテーションなどに対応した個性ある病院づくりを進める。</p>	<p>(2) 主体的かつ能動的に学習する学生を育てることを目的として、探求心を身につけさせる手法として有効である少人数グループ学習やテュートリアル教育を、早い時期からより多くの履修科目に導入する。あわせて、高い倫理観を持った歯科医師及び歯科衛生士^⑩を育成するために、医の倫理を培う素養教育を充実させる。</p> <p>(3) 知識・技術教育に加えて、患者の痛みを理解して円滑な意思疎通ができる歯科医師及び歯科衛生士^⑪育成を目指した態度教育を充実させ、医療の現場で必須の医療コミュニケーション能力を育成する。さらに、医療経営や社会保険に関する教育も行い、地域医療の現場で即戦力となるような歯科医師及び歯科衛生士^⑫を育成する。</p> <p>(4) 高度な専門歯科医療の継承者を育成していくために、口腔外科、歯科矯正科、歯周病科などの専門外来での臨床教育を強化する。あわせて、新たな患者ニーズに対応可能な歯科医師及び歯科衛生士^⑬を育成するために、要介護高齢者の歯科保健医療を担当する摂食機能リハビリテーション科における臨床教育を充実させる。</p> <p>(5) 歯科医学を支える研究を推進し、そこで得られた成果を学部学生の教育に反映させる。</p> <p>2. 研究 学長は、強いリーダーシップのもとで大学の軸となる研究プロジェクト(地域歯科保健の向上、先進医療、地域の産業の創生、新たな教育手法の開発、附属病院の経営改善)を構築し、適正な研究費配分と研究者配置を行い、大学の教育や社会の発展に役立つ研究を推進する。さらに、大学全体で外部研究資金の獲得を目指し、研究成果を国内外に発信して外部評価に耐えうる大学づくりを行う。</p> <p>3. 社会貢献 大学および附属病院が有する知的財産を社会に還元するために、社会の要請に即した事業展開を推進する。とくに、現在、構築中の e-learning システムを活用し、本学のリカレント教育を発展させる。国際貢献では、アジア等を主眼においた歯科保健医療活動を充実させる。</p> <p>4. 病院運営 九州歯科大学附属病院では、実践的な臨床教育を行いながら、一層の地域医療サービスの向上と経営の効率化を目指していく。さらに、専門外来に熟達した技術を有する歯科医師及び歯科衛生士^⑭を配置し、先進医療や要介護者の摂食リハビリテーションなどに対応した個性ある病院づくりを進める。</p>	<p>⑩ 「歯科医師」 → 「歯科医師及び歯科衛生士」</p> <p>⑪ 「歯科医師」 → 「歯科医師及び歯科衛生士」</p> <p>⑫ 「歯科医師」 → 「歯科医師及び歯科衛生士」</p> <p>⑬ 「歯科医師」 → 「歯科医師及び歯科衛生士」</p> <p>⑭ 「歯科医師」 → 「歯科医師及び歯科衛生士」</p>

九州歯科大学中期計画 新旧対照表

現 行								変 更 案								変更理由	
九州歯科大学 1-1								九州歯科大学 1-1									
中期目標	項目	教育						中期目標	項目	教育							
中期計画	項目	地域の発展に貢献する 歯科医師 の育成 社会および疾病構造の変化に対応できる人材を育成する。 ・医の倫理観、豊かな人間性、良好なコミュニケーション能力、広い視野を持った 歯科医師 を育成する。 ・ 歯科医師 として必要な基礎的な医学歯学の知識を持った人材を育成する。 ・学んだ知識・技術を生かし、臨床現場で最善の診断と治療ができる能力を育成する。 ・高度な治療技術のみならず、専門的な知識を併せ持った 歯科医師 を育成する。						中期計画	項目	地域の発展に貢献する 歯科医師及び歯科衛生士^① の育成 社会および疾病構造の変化に対応できる人材を育成する。 ・医の倫理観、豊かな人間性、良好なコミュニケーション能力、広い視野を持った 歯科医師及び歯科衛生士^② を育成する。 ・ 歯科医師及び歯科衛生士^③ として必要な基礎的な医学歯学の知識を持った人材を育成する。 ・学んだ知識・技術を生かし、臨床現場で最善の診断と治療ができる能力を育成する。 ・高度な治療技術のみならず、専門的な知識を併せ持った 歯科医師 を育成する。							
	実施事項	1. コミュニケーション能力、倫理観、探究心の育成 2. 歯科医師 として備えるべき基礎的知識に関する教育の徹底 3. 的確な判断能力、治療技術力の育成 4. 専門医療、高度先進医療を行える人材の育成 5. 成績評価基準の明確化と厳格な評価の実施 6. 教育の成果・効果の検証							実施事項	1. コミュニケーション能力、倫理観、探究心の育成 2. 歯科医師及び歯科衛生士^④ として備えるべき基礎的知識に関する教育の徹底 3. 的確な判断能力、治療技術力の育成 4. 専門医療、高度先進医療を行える人材の育成 5. 成績評価基準の明確化と厳格な評価の実施 6. 教育の成果・効果の検証							
中期計画内容								中期計画内容									
1	実施事項	コミュニケーション能力、倫理観、探究心の育成						1	実施事項	コミュニケーション能力、倫理観、探究心の育成							
	内容	①患者の痛みを理解し、意思疎通ができる能力を養成するため医療行動学をはじめ、心理学、哲学などの素養教育を充実する。 ②高い倫理観を持った 歯科医師 を育成するため、医の倫理を主とした倫理学といった素養教育を充実する。 ③学生が主体的・能動的に学習し探求心を身につけるためテュートリアル教育を充実する。							内容	①患者の痛みを理解し、意思疎通ができる能力を養成するため医療行動学をはじめ、心理学、哲学などの素養教育を充実する。 ②高い倫理観を持った 歯科医師及び歯科衛生士^⑤ を育成するため、医の倫理を主とした倫理学といった素養教育を充実する。 ③学生が主体的・能動的に学習し探求心を身につけるためテュートリアル教育を充実する。							
	評価指標	指標		達成目標					評価指標	指標		達成目標					
		①学生の成績		良以上 60%以上						①学生の成績		良以上 60%以上					
		②学生による授業評価		4以上 60%以上						②学生による授業評価		4以上 60%以上					
		③個人業績評価(授業活動)		B以上 80%以上						③個人業績評価(授業活動)		B以上 80%以上					
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考	
	素養教育の充実								素養教育の充実								
	学生による授業評価								学生による授業評価								
2	実施事項	歯科医師 として備えるべき基礎的知識に関する教育の徹底						2	実施事項	歯科医師及び歯科衛生士^⑥ として備えるべき基礎的知識に関する教育の徹底							
	内容	学生が確実に知識および技術を身につけられるよう、教育方法の工夫・改善行う。							内容	学生が確実に知識および技術を身につけられるよう、教育方法の工夫・改善行う。							
	評価指標	指標		達成目標					評価指標	指標		達成目標					
		①学生の成績		良以上 60%以上						①学生の成績		良以上 60%以上					
		②学生による授業評価		4以上 60%以上						②学生による授業評価		4以上 60%以上					
		③個人業績評価(授業活動)		B以上 80%以上						③個人業績評価(授業活動)		B以上 80%以上					
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考	
	教育方法の工夫・改善								教育方法の工夫・改善								
	個人業績評価の導入								個人業績評価の導入								
	学生による授業評価								学生による授業評価								

①～④「歯科医師」→「歯科医師及び歯科衛生士」
※歯科衛生士を追加

⑤「歯科医師」→「歯科医師及び歯科衛生士」
※歯科衛生士を追加

⑥「歯科医師」→「歯科医師及び歯科衛生士」
※歯科衛生士を追加

現 行								変 更 案									
3	実施事項	的確な判断能力、治療技術力の育成							3	実施事項	的確な判断能力、治療技術力の育成						
	内容	①豊富な事例を通して、患者の訴えや症状から、疾病原因の正確な診断や最適な治療方法を見出すことのできる能力を身につけさせる。 ②臨床実習において、技術力や診断能力が身についているか厳格に評価する。 ③歯科臨床に対する高い意識と研究心を養うため、研究室配属を5年生すべてを対象に行う。 ④医療に携わる者としての使命感を育成するため、口腔保健活動や救急車同乗実習などを充実する。 ⑤医療経営および社会保険制度に関する教育を充実させる。								内容	①豊富な事例を通して、患者の訴えや症状から、疾病原因の正確な診断や最適な治療方法を見出すことのできる能力を身につけさせる。 ②臨床実習において、技術力や診断能力が身についているか厳格に評価する。 ③歯科臨床に対する高い意識と研究心を養うため、研究室配属を5年生すべてを対象に行う。 (歯学科のみ) ④ 卒業論文指導を通して研究心を養う。(口腔保健学科のみ) ^⑨ ⑤医療に携わる者としての使命感を育成するため、口腔保健活動や救急車同乗実習などを充実する。 ⑥医療経営および社会保険制度に関する教育を充実させる。						
	評価指標	指標			達成目標					評価指標	指標			達成目標			
		①学生の成績			良以上 80%以上						①学生の成績			良以上 80%以上			
		②学生による授業評価			4以上 60%以上						②学生による授業評価			4以上 60%以上			
		③個人業績評価(授業活動)			B以上 80%以上						③個人業績評価(授業活動)			B以上 80%以上			
実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考		
症例の充実等								症例の充実等									
個人業績評価の導入								個人業績評価の導入									
学生による授業評価								学生による授業評価									
4	実施事項	専門医療、高度先進医療を行える人材の育成							4	実施事項	専門医療、高度先進医療を行える人材の育成						
	内容	①高齢者、要介護者の口腔ケアや摂食・嚥下指導のための 医療人 を育成し、摂食機能リハビリテーション分野を充実する。 ②高度な専門性を持ち、先端医療を担える医療人の育成を行うために歯科矯正科、歯周病科、口腔外科等の専門診療部門の教育内容を継続的に見直す。								内容	①高齢者、要介護者の口腔ケアや摂食・嚥下指導のための 歯科医師及び歯科衛生士 ^⑨ を育成し、摂食機能リハビリテーション分野を充実する。 ②高度な専門性を持ち、先端医療を担える医療人の育成を行うために歯科矯正科、歯周病科、口腔外科等の専門診療部門の教育内容を継続的に見直す。						
	評価指標	指標			達成目標					評価指標	指標			達成目標			
		①学生の成績			良以上 60%以上						①学生の成績			良以上 60%以上			
		②学生による授業評価			4以上 60%以上						②学生による授業評価			4以上 60%以上			
		③個人業績評価(授業活動)			B以上 80%以上						③個人業績評価(授業活動)			B以上 80%以上			
実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考		
専門診療部門の教育内容の見直し								専門診療部門の教育内容の見直し									
個人業績評価の導入								個人業績評価の導入									
学生による授業評価								学生による授業評価									
5	実施事項	成績評価基準の明確化と厳格な評価の実施							5	実施事項	成績評価基準の明確化と厳格な評価の実施						
	内容	①各科目の到達目標と成績評価基準をシラバスに明示し、厳格な成績評価を行う。 ②科目間で整合性のある成績評価方法を検討する。								内容	①各科目の到達目標と成績評価基準をシラバスに明示し、厳格な成績評価を行う。 ②科目間で整合性のある成績評価方法を検討する。						
	評価指標	指標			達成目標					評価指標	指標			達成目標			
		①学生の成績、国家試験合格率			良以上 60%以上 国家試験合格率全国10位以内						①学生の成績、国家試験合格率			良以上 60%以上 国家試験合格率全国10位以内			
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考		実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考
	シラバス									シラバス							

⑦歯学科のみ研究室に配属。
⑧口腔保健学科のみ卒業論文を義務付け

⑨「歯科医師」→「歯科医師及び歯科衛生士」
※歯科衛生士を追加

現 行								変 更 案									
6	実施事項	教育の成果・効果の検証						6	実施事項	教育の成果・効果の検証							
	内容	①全国の歯学部で行われている共用試験Objective Structured Clinical Examination (OSCE)と Computer Based Testing (CBT) を成績評価の対象とする。 ②国家試験の合格率を上げるため、入学試験、共用試験、国家試験の結果の相関を分析し、入試、教育方法、成績評価基準などの見直しにつなげるシステムをつくり、常に検証していく。							内容	①全国の歯学部で行われている共用試験Objective Structured Clinical Examination (OSCE)と Computer Based Testing (CBT) を成績評価の対象とする。 <u>(歯学科のみ)^⑩</u> ②国家試験の合格率を上げるため、入学試験、共用試験、国家試験の結果の相関を分析し、入試、教育方法、成績評価基準などの見直しにつなげるシステムをつくり、常に検証していく。 <u>(共用試験は歯学科のみ)^⑪</u>							
	評価指標	指標			達成目標				評価指標	指標			達成目標				
		①教育方法等の見直しにつなげるシステムの構築			平成19年度までに構築し、常に改善していく。					①教育方法等の見直しにつなげるシステムの構築			平成19年度までに構築し、常に改善していく。				
	②国家試験合格率、共用試験の平均成績			国家試験合格率全国10位以内 共用試験の平均成績 全国平均以上			②国家試験合格率、共用試験の平均成績 <u>(共用試験は歯学科のみ)^⑫</u>			国家試験合格率全国10位以内 <u>(歯学科)^⑬</u> 共用試験の平均成績 全国平均以上 <u>国家試験全員合格(口腔保健学科)^⑭</u>							
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23		備考	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考
	共用試験									共用試験							
教育効果の検証	検討	実施	改善					教育効果の検証 (歯学科)	検討	実施	改善						
国家試験の合格率アップ								教育効果の検証 (口腔保健学科) ^⑮				検討	実施				
								国家試験の合格率アップ									

⑩OSCD及びCBTは歯学科のみ。
⑪共用試験は歯学科のみ。
⑫共用試験は歯学科のみ
⑬国家試験合格率全国10位以内を歯学科に限定。
⑭口腔保健学科の達成目標設定。
⑮「教育効果の検証」口腔保健学科分の追加

九州歯科大学中期計画 新旧対照表								変 更 案								変更理由		
九州歯科大学 1-2								九州歯科大学 1-2										
中期目標	項目	教育						中期目標	項目	教育								
中期計画	項目	適性のある優秀な人材の確保・育成 歯科医師としての適性を有する優秀な人材を確保し、育成する。 ・アドミッションポリシーを具体的かつ明確にして学生募集を行う。 ・特待生制度を導入して優秀な学生を確保する。						中期計画	項目	適性のある優秀な人材の確保・育成 歯科医師及び歯科衛生士 ^① としての適性を有する優秀な人材を確保し、育成する。 ・アドミッションポリシーを具体的かつ明確にして学生募集を行う。 ・特待生制度を導入して優秀な学生を確保する。						①「歯科医師」→「歯科医師及び歯科衛生士」 ※歯科衛生士を追加		
	実施事項	1. アドミッションポリシーを重視した入学選抜試験の実施 2. 在校生対象の特待生制度等の導入 3. 広報活動の充実							実施事項	1. アドミッションポリシーを重視した入学選抜試験の実施 2. 在校生対象の特待生制度等の導入 3. 広報活動の充実								
中期計画内容																		
1	実施事項	アドミッションポリシーを重視した入学選抜試験の実施						1	実施事項	アドミッションポリシーを重視した入学選抜試験の実施								
	内容	①アドミッションポリシーを明確にしてAO入試や特待生入試など優秀な学生を確保するための入試を導入する。							内容	①アドミッションポリシーを明確にしてAO入試や特待生入試など優秀な学生を確保するための入試を導入する。								
	評価指標	指標			達成目標				評価指標	指標			達成目標					
		特待生入試の受験倍率、辞退率(辞退者数/合格者数) その他の入試(一般、推薦)の受験倍率、辞退率(辞退者数/合格者数(追加合格を除く))、センターランク								特待生入試の受験倍率、辞退率(辞退者数/合格者数) その他の入試(一般、推薦)の受験倍率、辞退率(辞退者数/合格者数(追加合格を除く))、センターランク								
		・特待生入試 受験倍率 辞退率 0% ・推薦入試 受験倍率2.5倍 辞退率 0% ・一般入試 受験倍率10倍 辞退率 3% センターランク 83%以上(前期・後期平均)								・特待生入試 受験倍率 辞退率 0% ・推薦入試 受験倍率2.5倍 辞退率 0% ・一般入試 受験倍率10倍 辞退率 3% センターランク 83%以上(前期・後期平均)								
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23		実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考		
	アドミッションポリシーの明示	検討	実施						アドミッションポリシーの明示	検討	実施							
AO入試の導入	検討	検討	実施				AO入試の導入(歯学科)	検討	検討	実施								
特待生入試の導入							特待生入試の導入								平成19年度から特待生入試に向けて検討			
2	実施事項	在校生対象の特待生制度等の導入						2	実施事項	在校生対象の特待生制度等の導入								
	内容	①優秀な学生を確保するために在校生を対象とした特待生制度を導入する。 ②ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)制度を導入する。 ③現在の奨学金制度等を充実させ、学生の経済的支援を図る。							内容	①優秀な学生を確保するために在校生を対象とした特待生制度を導入する。 ②ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)制度を導入する。 ③現在の奨学金制度等を充実させ、学生の経済的支援を図る。								
	評価指標	指標			達成目標				評価指標	指標			達成目標					
		①特待生制度導入の成果測定(概ね導入後3年目から実施) 学生の平均成績(各学年ごと)、国家試験合格率								①特待生制度導入の成果測定(概ね導入後3年目から実施) 学生の平均成績(各学年ごと)、国家試験合格率								
		・在学生の平均成績 良以上 60% ・国家試験合格率全国10位以内								・在学生の平均成績 良以上 60% ・国家試験合格率全国10位以内								
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23		実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考		
	特待生								特待生									
TAとRA制度							TAとRA制度											
奨学金制度							奨学金制度											
中期計画内容																		
1	実施事項	アドミッションポリシーを重視した入学選抜試験の実施						1	実施事項	アドミッションポリシーを重視した入学選抜試験の実施								
	内容	①アドミッションポリシーを明確にしてAO入試や特待生入試など優秀な学生を確保するための入試を導入する。							内容	①アドミッションポリシーを明確にしてAO入試や特待生入試など優秀な学生を確保するための入試を導入する。								
	評価指標	指標			達成目標				評価指標	指標			達成目標					
		特待生入試の受験倍率、辞退率(辞退者数/合格者数) その他の入試(一般、推薦)の受験倍率、辞退率(辞退者数/合格者数(追加合格を除く))、センターランク								特待生入試の受験倍率、辞退率(辞退者数/合格者数) その他の入試(一般、推薦)の受験倍率、辞退率(辞退者数/合格者数(追加合格を除く))、センターランク								
		・特待生入試 受験倍率 辞退率 0% ・推薦入試 受験倍率2.5倍 辞退率 0% ・一般入試 受験倍率10倍 辞退率 3% センターランク 83%以上(前期・後期平均)								・特待生入試 受験倍率 辞退率 0% ・推薦入試 受験倍率2.5倍 辞退率 0% ・一般入試 受験倍率10倍 辞退率 3% センターランク 83%以上(前期・後期平均)								
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23		実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考		
	アドミッションポリシーの明示	検討	実施						アドミッションポリシーの明示	検討	実施							
AO入試の導入	検討	検討	実施				AO入試の導入(歯学科)	検討	検討	実施								
特待生入試の導入							特待生入試の導入								平成19年度から特待生入試に向けて検討			
2	実施事項	在校生対象の特待生制度等の導入						2	実施事項	在校生対象の特待生制度等の導入								
	内容	①優秀な学生を確保するために在校生を対象とした特待生制度を導入する。 ②ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)制度を導入する。 ③現在の奨学金制度等を充実させ、学生の経済的支援を図る。							内容	①優秀な学生を確保するために在校生を対象とした特待生制度を導入する。 ②ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)制度を導入する。 ③現在の奨学金制度等を充実させ、学生の経済的支援を図る。								
	評価指標	指標			達成目標				評価指標	指標			達成目標					
		①特待生制度導入の成果測定(概ね導入後3年目から実施) 学生の平均成績(各学年ごと)、国家試験合格率								①特待生制度導入の成果測定(概ね導入後3年目から実施) 学生の平均成績(各学年ごと)、国家試験合格率								
		・在学生の平均成績 良以上 60% ・国家試験合格率全国10位以内								・在学生の平均成績 良以上 60% ・国家試験合格率全国10位以内								
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23		実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考		
	特待生								特待生									
TAとRA制度							TAとRA制度											
奨学金制度							奨学金制度											
中期計画内容																		
1	実施事項	アドミッションポリシーを重視した入学選抜試験の実施						1	実施事項	アドミッションポリシーを重視した入学選抜試験の実施								
	内容	①アドミッションポリシーを明確にしてAO入試や特待生入試など優秀な学生を確保するための入試を導入する。							内容	①アドミッションポリシーを明確にしてAO入試や特待生入試など優秀な学生を確保するための入試を導入する。								
	評価指標	指標			達成目標				評価指標	指標			達成目標					
		特待生入試の受験倍率、辞退率(辞退者数/合格者数) その他の入試(一般、推薦)の受験倍率、辞退率(辞退者数/合格者数(追加合格を除く))、センターランク								特待生入試の受験倍率、辞退率(辞退者数/合格者数) その他の入試(一般、推薦)の受験倍率、辞退率(辞退者数/合格者数(追加合格を除く))、センターランク								
		・特待生入試 受験倍率 辞退率 0% ・推薦入試 受験倍率2.5倍 辞退率 0% ・一般入試 受験倍率10倍 辞退率 3% センターランク 83%以上(前期・後期平均)								・特待生入試 受験倍率 辞退率 0% ・推薦入試 受験倍率2.5倍 辞退率 0% ・一般入試 受験倍率10倍 辞退率 3% センターランク 83%以上(前期・後期平均)								
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23		実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考		
	アドミッションポリシーの明示	検討	実施						アドミッションポリシーの明示	検討	実施							
AO入試の導入	検討	検討	実施				AO入試の導入(歯学科)	検討	検討	実施								
特待生入試の導入							特待生入試の導入								平成19年度から特待生入試に向けて検討			
2	実施事項	在校生対象の特待生制度等の導入						2	実施事項	在校生対象の特待生制度等の導入								
	内容	①優秀な学生を確保するために在校生を対象とした特待生制度を導入する。 ②ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)制度を導入する。 ③現在の奨学金制度等を充実させ、学生の経済的支援を図る。							内容	①優秀な学生を確保するために在校生を対象とした特待生制度を導入する。 ②ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)制度を導入する。 ③現在の奨学金制度等を充実させ、学生の経済的支援を図る。								
	評価指標	指標			達成目標				評価指標	指標			達成目標					
		①特待生制度導入の成果測定(概ね導入後3年目から実施) 学生の平均成績(各学年ごと)、国家試験合格率								①特待生制度導入の成果測定(概ね導入後3年目から実施) 学生の平均成績(各学年ごと)、国家試験合格率								
		・在学生の平均成績 良以上 60% ・国家試験合格率全国10位以内								・在学生の平均成績 良以上 60% ・国家試験合格率全国10位以内								
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23		実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考		
	特待生								特待生									
TAとRA制度							TAとRA制度											
奨学金制度							奨学金制度											

①「歯科医師」→「歯科医師及び歯科衛生士」
 ※歯科衛生士を追加

②口腔保健学科AO入試を追加

現 行								変 更 案									
3	実施事項	広報活動の充実							3	実施事項	広報活動の充実						
	内容	①オープンキャンパスの実施内容を改善する。 ②出前講義や高校訪問を実施する。 ③各新聞社、放送局等が主催する大学説明会に積極的に参加する。								内容	①オープンキャンパスの実施内容を改善する。 ②出前講義や高校訪問を実施する。 ③各新聞社、放送局等が主催する大学説明会に積極的に参加する。						
	評価指標	指標				達成目標				評価指標	指標				達成目標		
		①高校訪問数、入試説明会参加数、出前講義数、オープンキャンパス参加者数				<ul style="list-style-type: none"> ・高校訪問数 のべ100校 ・入試説明会参加数 5 ・出前講義数 のべ2校 ・オープンキャンパス参加者数 150 					①高校訪問数、入試説明会参加数、出前講義数、オープンキャンパス参加者数				<ul style="list-style-type: none"> ・高校訪問数 のべ110校③ ・入試説明会参加数 10④ ・出前講義数 のべ2校 ・オープンキャンパス参加者数 210⑤ 		
		②高校訪問アンケート、入試説明会参加者アンケート、出前講義参加者アンケート、オープンキャンパス参加者アンケート				<ul style="list-style-type: none"> ・高校訪問 良好評価60%以上 ・入試説明会 良好評価60%以上 ・出前講義 良好評価60%以上 ・オープンキャンパス 評価 4以上50% 					②高校訪問アンケート、入試説明会参加者アンケート、出前講義参加者アンケート、オープンキャンパス参加者アンケート				<ul style="list-style-type: none"> ・高校訪問 良好評価60%以上 ・入試説明会 良好評価60%以上 ・出前講義 良好評価60%以上 ・オープンキャンパス 評価 4以上50% 		
③志願者数(志願倍率)、受験者数(受験倍率)				<ul style="list-style-type: none"> ・志願者数(志願倍率) 960人(10倍) ・受験者数(受験倍率) 760人(8倍) 			③志願者数(志願倍率)、受験者数(受験倍率)				<ul style="list-style-type: none"> ・<u>前学科</u> ・志願者数(志願倍率) 960人(10倍) ・受験者数(受験倍率) 760人(8倍) ・<u>口腔保健学科⑥</u> ・志願者数(志願倍率) 75人(3.0倍) ・受験者数(受験倍率) 60人(2.4倍) 						
実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考		
オープンキャンパス							→学部棟改築時に充実・改善する	オープンキャンパス							→学部棟改築時に充実・改善する		
広報活動								広報活動									
出前講義、高校訪問								出前講義、高校訪問									

③高校訪問「100校」→「110校」
④入試説明会参加数「5」→「10」
⑤オープンキャンパス参加者数「150」→「210」

※口腔保健学科設置による目標数値の変更

⑥口腔保健学科設置による新しい目標数値の設定

九州歯科大学中期計画 新旧対照表								
九州歯科大学 1-4								
中期目標	項目	教育						
中期計画	項目	学生への支援 ・学生の学習に対する支援活動に取り組む。 ・卒業生の就職支援を 行う 。 ・学生の福利厚生を充実させる。						
	実施事項	1. 学生相談・助言・支援の組織的対応 2. 就職支援						
中期計画内容								
1	実施事項	学習相談・助言・支援の組織的対応						
	内容	①学生にITアカウントを与え、学習についての相談や教育・教務関連情報の連絡に使用する。						
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考
	学生に学内ネットの使用を認める	検討	実施	改善				→
	評価指標	指標						達成目標
2	実施事項	就職支援						
	内容	①卒業・研修後の就職支援体制(リクルートシステム)を確立する。						
	評価指標	指標						達成目標
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考
	リクルートシステムの運用	検討	実施	改善				→

変更案								
九州歯科大学 1-4								
中期目標	項目	教育						
中期計画	項目	学生への支援 ・学生の学習に対する支援活動に取り組む。 ・卒業生の就職支援を 充実させる^① 。 ・学生の福利厚生を充実させる。						
	実施事項	1. 学生相談・助言・支援の組織的対応 2. 就職先の開拓及び求人情報の提供などの就職支援の充実^②						
中期計画内容								
1	実施事項	学習相談・助言・支援の組織的対応						
	内容	①学生にITアカウントを与え、学習についての相談や教育・教務関連情報の連絡に使用する。						
	実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考
	学生に学内ネットの使用を認める	検討	実施	改善				→
	評価指標	指標						達成目標
2	実施事項	就職先の開拓及び求人情報の提供などの就職支援の充実^③						
	内容	①卒業・研修後の就職支援体制(リクルートシステム)を確立する。 ② 就職先の調査・開拓^④						
	評価指標	指標						達成目標
	①システム利用者の就職率							100%
	②病院・施設等訪問数 ^⑤							30件以上^⑥
実施計画	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考	
リクルートシステムの運用	検討	実施	改善				→	
就職先調査・開拓 ^⑦							→	

①「就職支援を「行う」→「充実させる」
※口腔保健学科設置を踏まえた変更

②「就職支援」→「就職先の開拓及び求人情報の提供などの就職支援の充実」
※口腔保健学科卒業生に対する就職支援の必要性を踏まえた変更。中期目標に合わせた表現。

③「就職支援」→「就職先の開拓及び求人情報の提供などの就職支援の充実」
※口腔保健学科卒業生に対する就職支援の必要性を踏まえた変更。中期目標に合わせた表現。

④～⑦口腔保健学科設置による就職支援の追加
※現目標期間中は準備作業。本格的な支援策は次期計画期間から。

九州歯科大学中期計画 新旧対照表

現 行										変 更 案										変 更 理 由
九州歯科大学 3-1										九州歯科大学 3-1										
中期目標		項目		社会貢献						中期目標		項目		社会貢献						
中期計画		項目		地域社会への貢献及び国際交流に関する体制の構築・実施 大学全体が一丸となって、地域社会へ貢献する大学を目指すとともに、国際貢献、特にアジアへ貢献する大学を目指す。						中期計画		項目		地域社会への貢献及び国際交流に関する体制の構築・実施 大学全体が一丸となって、地域社会へ貢献する大学を目指すとともに、国際貢献、特にアジアへ貢献する大学を目指す。						
		実施事項		1. e-learningシステムを活用したリカレント教育の充実 2. 歯科医療 情報の提供 3. 研究成果の地域への発信 4. アジア等を主眼に置いた国際貢献の実施 5. 地域住民の健康増進のための保健プログラムの構築と活用								実施事項		1. e-learningシステムを活用したリカレント教育の充実 2. 歯科保健医療 ^① 情報の提供 3. 研究成果の地域への発信 4. アジア等を主眼に置いた国際貢献の実施 5. 地域住民の健康増進のための保健プログラムの構築と活用						
中期計画内容																				
1	実施事項		e-learningシステムを活用したリカレント教育の充実																	
	内容		①e-learningシステムを使用して 歯科医師 、医療従事者対象のリカレント教育を行う。																	
	評価指標		指標						達成目標											
			①利用者数						150人											
			②利用者アンケート						内容に対する満足度 50%以上											
実施計画		H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考												
e-learning																				
2	実施事項		歯科医療 情報の提供																	
	内容		①ホームページによる 歯科医療 情報(診療科および診療内容など)の提供を充実させる。 ②北九州及び筑豊生活圏の基幹的病院として、診療所では対応困難な歯科医療、または診療情報を提供する。																	
	評価指標		指標						達成目標											
			①病診連携件数						年間3,200 毎年1%増を図る											
	実施計画		H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考											
ホームページによる 歯科医療 情報の提供								20年度からホームページによる 歯科医療 情報の提供を全診療科で実施												
歯科医療供給または診療情報を提供								病診連携システムの充実を図る。												
3	実施事項		研究成果の地域への発信																	
	内容		①各種イベントおよび報告会を利用して地域に向けての研究成果を継続して報告していく。 ②市民公開講座による研究成果の公表を行う。																	
	評価指標		指標						達成目標											
			①市民公開講座受講者数、受講者アンケート						・受講者数 500人 ・受講者の満足度 50%以上											
	実施計画		H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考											
研究成果発表																				
市民公開講座																				
中期計画内容																				
1	実施事項		e-learningシステムを活用したリカレント教育の充実																	
	内容		①e-learningシステムを使用して 歯科医師 、 歯科衛生士 及び ^② 医療従事者を対象のリカレント教育を行う。																	
	評価指標		指標						達成目標											
			①利用者数						150人											
			②利用者アンケート						内容に対する満足度 50%以上											
実施計画		H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考												
e-learning																				
2	実施事項		歯科保健医療 ^③ 情報の提供																	
	内容		①ホームページによる 歯科保健医療 ^④ 情報(診療科および診療内容など)の提供を充実させる。 ②北九州及び筑豊生活圏の基幹的病院として、診療所では対応困難な歯科医療、または診療情報を提供する。																	
	評価指標		指標						達成目標											
			①病診連携件数						年間3,200 毎年1%増を図る											
	実施計画		H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考											
ホームページによる 歯科保健医療 ^⑤ 情報の提供								20年度からホームページによる 歯科保健医療 ^⑤ 情報の提供を全診療科で実施												
歯科医療供給または診療情報を提供								病診連携システムの充実を図る。												
3	実施事項		研究成果の地域への発信																	
	内容		①各種イベントおよび報告会を利用して地域に向けての研究成果を継続して報告していく。 ②市民公開講座による研究成果の公表を行う。																	
	評価指標		指標						達成目標											
			①市民公開講座受講者数、受講者アンケート						・受講者数 500人 ・受講者の満足度 50%以上											
	実施計画		H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考											
研究成果発表																				
市民公開講座																				

①「歯科医療」→「歯科保健医療」
※口腔保健学科設置を踏まえた変更。
中期目標に合わせた表現。

②「歯科医師」→「歯科医師、歯科衛生士その他」

③～⑤「歯科医療」→「歯科保健医療」
※口腔保健学科設置を踏まえた変更。
中期目標に合わせた表現。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡 殿

福岡県公立大学法人評価委員会
委員長代理 新 田 光 之 助

意 見 書

公立大学法人九州歯科大学に係る中期計画（変更案）について、地方独立行政
法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第3項の規
定に基づく当委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第26条第1項の規定に基づく中期計画の変更については、申請のとおり
認可することが適当である。

1 中期目標期間終了に係る作業

	事業報告書の提出	中期目標期間評価	組織・業務全般にわたる検討	次期中期目標の策定	次期中期計画の作成
地独法規定	第29条	第30条	第31条	第25条	第26条
評価委員会		①評価 ②法人に通知等 ③知事に報告 ④公表	②意見	②意見	②意見
県(設立団体)	③議会に報告	⑤議会に報告	①検討 ③所要の措置	①作成 ④議会の議決 ⑤法人に指示 ⑥公表	③認可
法人	①知事に提出 ②公表			③意見	①作成 ④公表
実施時期等	報告書を期間終了後3月以内提出	期間終了後に評価	期間終了時に検討	次期期間開始前に策定	次期期間開始前に作成

(丸数字は作業順を示す。)

2 中期目標期間評価について

(1) 先行団体の状況 (概要を参考資料1~3に記載)

ア 中期目標期間終了前に暫定評価等を実施

<国、岩手県、東京都、長崎県、横浜市>

※暫定評価等の目的

評価結果を期間終了時の検討(法第31条)、次期中期目標・中期計画の検討等に資するなど。

イ 中期目標期間終了後に評価を実施(暫定評価は実施しない)

<秋田県、大阪府、北九州市>

→中期目標期間評価と次期中期目標の策定を、直接リンクさせていないと推量。

※期間終了時の検討(法第31条)、次期中期目標・中期計画の検討方法

秋田県：期間終了前に評価委員会・県・法人の3者間で意見交換会を実施。

大阪府：府の戦略本部会議において「府立大学のあり方」(公立大学としての存在意義など)を検討。その方針に従い検討する予定。

北九州市：評価委員会、大学、関連機関(高校・企業等)の意見を基に課題を整理し、市と大学で構成する「中期目標の策定会議」において、次期中期目標及び見直し方針を決定し、評価委員会に意見を聴く。

(参考：18年度までに法人を設立した団体の状況)

暫定評価等の実施の有無	国	公立大学法人			計
		H16設立	H17設立	H18設立	
実施する(予定を含む)	1		4	5	10
実施しない(予定を含む)		1	2	3	6
未定				1	1

(2) 本県の実施方法案

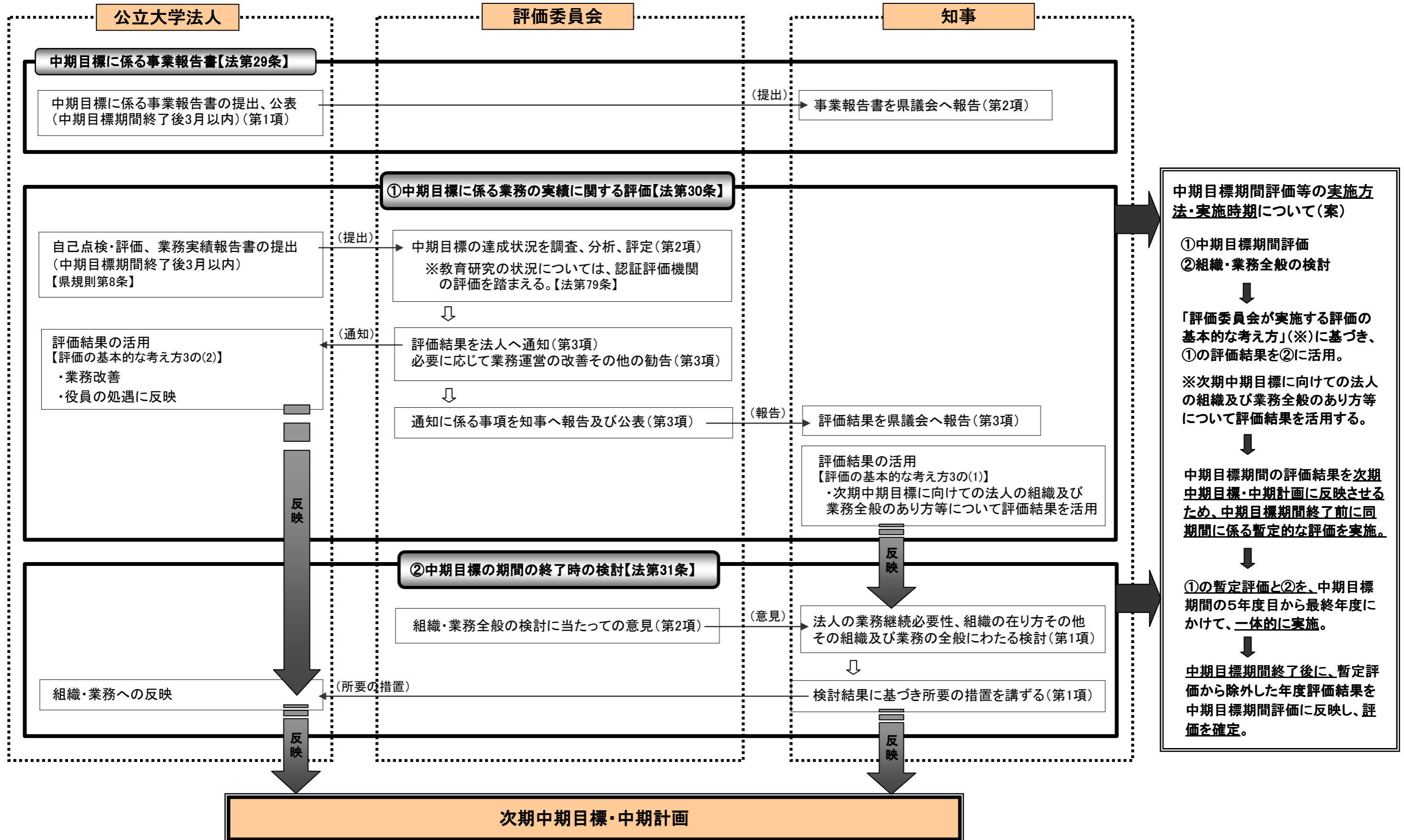
本県の場合、評価全般の基本的な考え方を示している「福岡県公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的な考え方」で、「次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等について評価結果を活用する。」としており、年度評価だけではなく、中期目標期間評価(見込み)も踏まえる必要があると解される。

従って、中期目標期間評価については、期間終了前に暫定的な評価を実施し、その結果を期間終了時の検討(法第31条)及び次期中期目標・中期計画の検討に資するものとした。

中期目標期間評価等関連規定

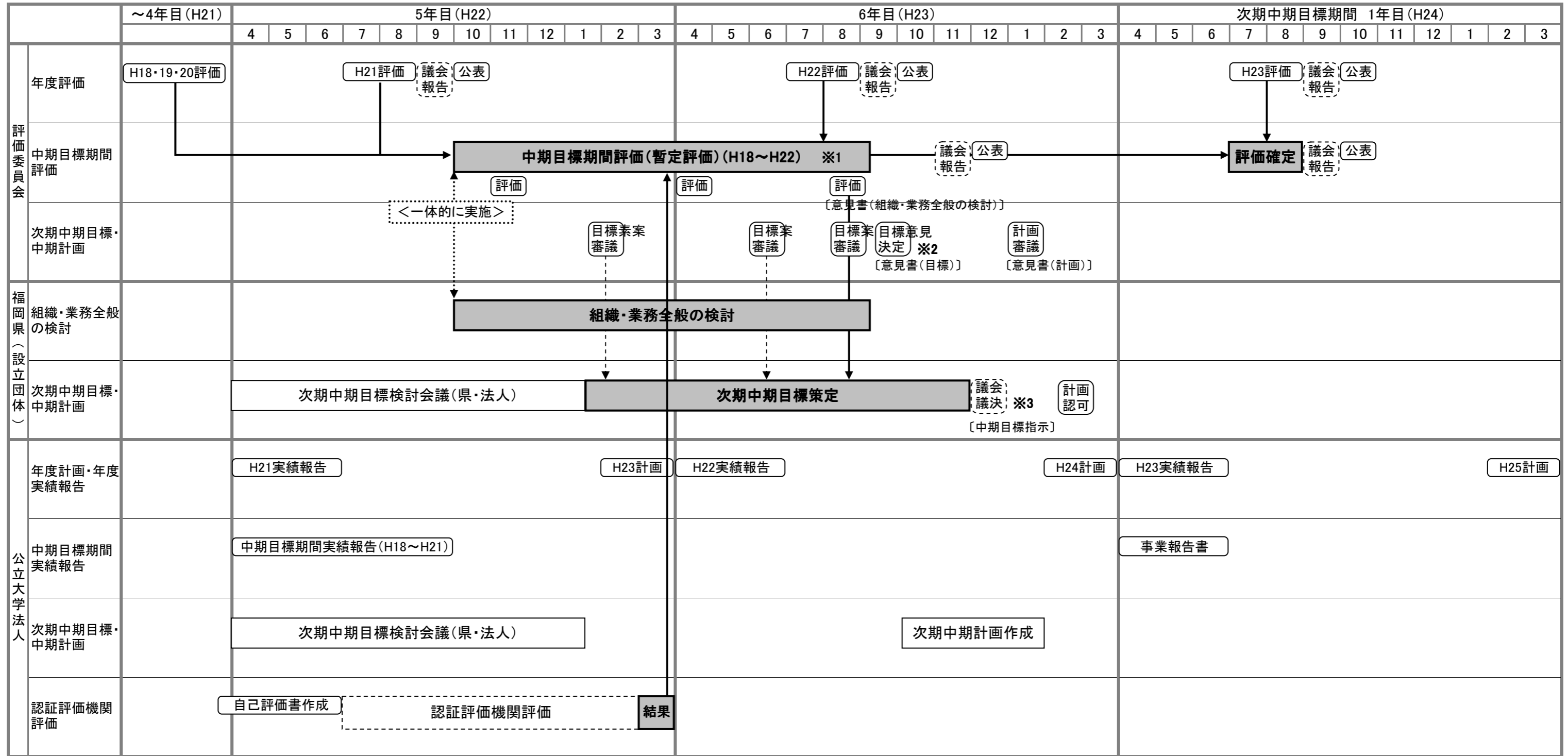
地方独立行政法人法	福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則	福岡県公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的な考え方
<p>(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)</p> <p>第28条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。</p> <p>4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。</p> <p>(中期目標に係る事業報告書)</p> <p>第29条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後3月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。</p> <p>(中期目標に係る業務の実績に関する評価)</p> <p>第30条 <u>地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。</p> <p>3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。</p> <p>(中期目標の期間の終了時の検討)</p> <p>第31条 <u>設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、<u>評価委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(認証評価機関の評価の活用)</p> <p>第79条 <u>評価委員会が公立大学法人について第30条第1項の評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏えることとする。</u></p>	<p>(中期目標に係る事業報告書の提出に係る事項)</p> <p>第7条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書においては、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。</p> <p>(中期目標期間の業務運営の実績の評価に係る事項)</p> <p>第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務運営の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期計画で定める事業ごとにその実績及び自己点検・評価の内容を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、法人は、評価委員会から報告を求められたときは、当該評価委員会の定めるところにより、業務の全部又は一部についての進捗状況を明らかにした報告書を提出しなければならない。</p>	<p>福岡県公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的な考え方</p> <p>2 評価方法</p> <p>(1) 評価は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第28条に定める各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)及び第30条に定める中期目標に係る業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。)を実施する。また、年度評価又は中期目標期間評価を実施するため必要と判断した場合は、年度又は中期目標期間の途中において、法人に業務の全部又は一部の進捗状況の報告を求め、必要に応じて評価を行う(以下「中間評価」という。)</p> <p>(2) 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。また、法第79条の規定に基づき、中期目標期間評価は、認証評価機関の評価を踏まえることとする。</p> <p>(3) 年度評価及び中期目標期間評価の方法は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p>ア 項目別評価 中期目標・中期計画に定められた各項目ごとに進捗状況又は達成状況を確認し、評価を行う。</p> <p>イ 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成状況の全体について総合的に評価を行う。</p> <p>(4) 年度評価及び中期目標期間評価の具体的な方法については、別に実施要領で定める。 中間評価の具体的な方法については、その都度評価委員会で定める。</p> <p>3 評価結果の活用</p> <p>(1) <u>評価結果の報告を受けた知事は、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等について評価結果を活用する。</u></p> <p>(2) 評価結果の通知を受けた法人は、法人の業務改善及び役員の処遇に評価結果を活用する。</p>

中期目標期間評価等について



スケジュール（案）

資料2-4



次期中期目標策定に係るスケジュール作成のポイント

- ※1 大学の実態を反映した評価結果の活用 …… 暫定評価に4年間(H18～H21)の業務実績評価、認証評価、5年度目(H22)の年度評価を取り込む。
- ※2 評価委員会の意見決定 …… 現評価委員の任期がH23.9.9までであることから、これまで評価にかかわり、大学の実状を承知されている現評価委員会において、暫定評価を実施。
また、次期中期目標は、現評価委員会の審議を経て案を作成し、次期中期目標に基づく業務実績評価を実施することとなる次期評価委員会の了承を得て意見決定とする。
- ※3 次期中期目標の議決時期 …… 次期中期計画、年度計画を作成する必要があるため、次期中期目標をH23.12月議会までに上程する。

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）（年度評価要領との対照表）

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）	公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領（改正案）
<p>公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領 福岡県公立大学法人評価委員会 平成22年 月 日決定</p> <p>1 趣旨</p> <p>公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）に係る中期目標期間の業務実績の評価（以下「中期目標期間評価」という。）にあたっては、「福岡県公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的な考え方」（平成18年11月20日福岡県公立大学法人評価委員会決定）を踏まえ、以下に示した評価方針及び評価方法等により実施する。</p>	<p>公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領 福岡県公立大学法人評価委員会 平成18年11月20日決定 平成19年 8月 9日改正 平成20年 1月31日改正 <u>平成22年 月 日改正</u></p> <p>1 趣旨</p> <p>公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）に係る各年度の業務実績の評価（以下「年度評価」という。）にあたっては、「福岡県公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的な考え方」（平成18年11月20日福岡県公立大学法人評価委員会決定）を踏まえ、以下に示した評価方針及び評価方法等により実施する。</p>
<p>2 評価の基本方針</p> <p>中期目標期間評価は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 中期目標期間評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。</p> <p>(2) 中期目標期間評価は、中期目標の達成状況に基づいた評価を行い、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討に資するものとなるよう留意する。</p> <p>(3) 教育研究に関しては、地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。</p>	<p>2 評価の基本方針</p> <p>年度評価は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 年度評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。</p> <p>(2) 年度評価は、主として中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。</p> <p>(3) 教育研究に関しては、その特性に配慮し、事業の外形的・客観的な進捗状況の評価を行うこととし、専門的な観点からの評価は行わない。（地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、</p>

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）（年度評価要領との対照表）

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）	公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領（改正案）
	認証評価機関の評価を踏まえて評価する。)
<p>3 中期目標期間評価の実施時期</p> <p>(1) 中期目標期間終了前の評価（暫定的な評価）</p> <p>中期目標期間評価の評価結果を、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討に資するものとするため、中期目標期間の終了前に、中期目標期間評価の暫定的な評価（以下「暫定評価」という。）を実施することとする。</p> <p>暫定評価は、中期目標期間の4年経過時における中期目標の達成状況を基本として、中期目標期間の5年度目の業務実績の評価結果を踏まえて行う。</p> <p>(2) 中期目標期間終了後の評価（評価の確定）</p> <p>中期目標期間の最終年度までの事業の推移を踏まえ、中期目標期間終了後に中期目標期間評価の結果を確定させる。</p> <p>確定に際しては、暫定評価との作業の重複をできるだけ避け、主として、中期目標の達成状況について暫定評価の評価結果を変更する必要性の確認を基本とする。</p>	
<p>4 中期目標期間評価の実施方法</p> <p>中期目標期間評価は、各年度の業務実績の評価結果を踏まえ、法人が自己点検・評価に基づき作成する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により実施する。</p> <p>なお、教育研究に関しては、認証評価機関の評価結果を踏まえるものとする。</p>	<p>3 年度評価の実施方法</p> <p>年度評価は、法人が自己点検・評価に基づき作成する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により実施する。</p>

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）（年度評価要領との対照表）

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）	公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領（改正案）
<p>5 法人の自己点検・評価</p> <p>(1) 業務実績報告書を記載するに当たっての留意事項</p> <p>法人は、次の事項に留意し、中期計画項目の実施事項ごとに、業務の実施状況等について業務実績報告書に記載する。</p> <p>ア 業務実績報告書の記載に当たっては、できる限り客観的な情報・データを用いて具体的に記載するよう留意する。</p> <p>イ 記載に当たっての注意事項は次のとおりである。</p> <p>(ア) 中期計画の数値目標を設定している場合は、中期目標期間の経過年度に係る実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)を記載し、実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び今後の見通しを併せて記載する。</p> <p>(イ) 数値目標を設定していない場合は、中期目標期間の経過年度における取組みの実績を記載し、その実績が中期計画で定めた目標に達していない場合は、その理由及び今後の見通しを併せて記載する。</p> <p>(ウ) 中期計画に記載している実施内容以外で特筆すべき事項があれば、特記事項欄に記載する。</p> <p>特記事項に記載すべきものは次のとおりである。</p> <p>a 中期計画には記載していないが、力を入れて取り組んでいるもの</p> <p>b 自己点検・評価の過程で、中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況、理由（外的要因を含む。）</p> <p>c その他、評価委員会に報告すべき大学運営の状況等</p> <p>ウ 必要に応じて、資料を添付する。</p>	<p>4 法人の自己点検・評価</p> <p>(1) 業務実績報告書を記載するに当たっての留意事項</p> <p>法人は、次の事項に留意し、年度計画の項目ごとに、業務の進捗状況等について業務実績報告書に記載する。</p> <p>ア 業務実績報告書の記載に当たっては、できる限り客観的な情報・データを用いて具体的に記載するよう留意する。</p> <p>イ 記載に当たっての注意事項は次のとおりである。</p> <p>(ア) 当該年度の数値目標を設定している場合は、実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)を記載し、実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通しを併せて記載する。</p> <p>(イ) 数値目標を設定していない場合は、当該年度における取組みの実績を記載し、その実績が年度計画で定めた目標に達していない場合は、その理由及び次年度以降の見通しを併せて記載する。</p> <p>(ウ) 中期計画に記載している実施内容以外で特筆すべき事項があれば、特記事項欄に記載する。</p> <p>特記事項に記載すべきものは次のとおりである。</p> <p>a 中期計画には記載していないが、力を入れて取り組んでいるもの</p> <p>b 自己点検・評価の過程で、中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況、理由（外的要因を含む。）</p> <p>c その他、評価委員会に報告すべき大学運営の状況等</p> <p>ウ 必要に応じて、資料を添付する。</p>

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）（年度評価要領との対照表）

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）	公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領（改正案）
<p>(2) 項目別評価</p> <p>ア 中期計画項目別評価</p> <p>(ア) 法人は、中期計画項目の実施事項ごとに、業務の実施状況を次の5段階で自己評価するとともに、その判断理由を記載する。</p> <p>A+：中期計画を大幅に上回って実施している。（特に優れた実績を上げている場合）</p> <p>A：中期計画を上回って実施している。</p> <p>B：中期計画を十分に実施している。（達成度がおおむね9割以上）</p> <p>C：中期計画を十分には実施していない。（達成度がおおむね6割以上9割未満）</p> <p>D：中期計画を大幅に下回っている。（達成度が6割未満）</p> <p>(イ) 法人は、(ア)の各実施事項について、当該実施事項が属する中期目標項目内における重要性または困難性を勘案してウェイト付けを行うことができる。</p>	<p>(2) 項目別評価</p> <p>ア 年度計画項目別評価</p> <p>(ア) 法人は、年度計画の項目ごとに、業務の進捗状況を次の5段階で自己評価するとともに、その判断理由を記載する。</p> <p>A+：年度計画を大幅に上回って実施している。（特に優れた実績を上げている場合）</p> <p>A：年度計画を上回って実施している。</p> <p>B：年度計画を十分に実施している。（達成度がおおむね9割以上）</p> <p>C：年度計画を十分には実施していない。（達成度がおおむね6割以上9割未満）</p> <p>D：年度計画を大幅に下回っている。（達成度が6割未満）</p> <p>(イ) 法人は、(ア)の各項目について、当該項目が属する中期目標項目内における重要性または困難性を勘案してウェイト付けを行うことができる。 ウェイト付けについては、年度計画を作成する際に行うものとする。</p>
<p>イ 中期目標項目別評価</p> <p>中期計画項目別の評価結果及び特記事項の内容を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、社会貢献、業務運営、財務、評価、情報公開、大学改革の推進（公立大学法人福岡女子大学のみ））ごとに、記述式で評価する。</p>	<p>イ 中期目標項目別評価</p> <p>年度計画項目別の評価結果及び特記事項の内容を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、社会貢献、業務運営、財務、評価、情報公開、<u>大学改革の推進（公立大学法人福岡女子大学のみ）</u>）ごとに、記述式で評価する。</p>
<p>(3) 全体評価</p> <p>全体評価は、項目別評価を踏まえ、中期目標の達成状況全体を総合的に評価する。評価は、業務の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、記述式で評価する。</p>	<p>(3) 全体評価</p> <p>全体評価は、項目別評価を踏まえ、中期目標・<u>中期計画の進捗</u>状況全体を総合的に評価する。評価は、業務の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、記述式で評価する。</p>

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）（年度評価要領との対照表）

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）	公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領（改正案）
<p>6 評価委員会による調査・分析、評価</p> <p>(1) 調査・分析</p> <p>評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等を基に、業務の実績等（ウェイト付けを含む。）について調査・分析を行う。</p>	<p>5 評価委員会による調査・分析、評価</p> <p>(1) 調査・分析</p> <p>評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等を基に、業務の実績等（ウェイト付けを含む。）について調査・分析を行う。</p>
<p>(2) 評価</p> <p>ア 中期目標項目別評価</p> <p>上記(1)の調査・分析を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、社会貢献、業務運営、財務、評価、情報公開、大学改革の推進（公立大学法人福岡女子大学のみ））ごとに、中期目標の達成状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して次の5段階で評価するとともに、その判断理由を記載する。</p> <p>(ア) 5段階評価</p> <p>5：中期目標の達成状況が非常に優れている。</p> <p>4：中期目標の達成状況が良好である。</p> <p>3：中期目標の達成状況がおおむね良好である。</p> <p>2：中期目標の達成状況が不十分である。</p> <p>1：中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。</p> <p>(イ) 評価の目安</p> <p>a 5と評価する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画項目別評価が全てAまたはBであり、かつ、業務の実施状況や特記事項の内容に特筆すべきものがあり、評価委員会が特に認める場合 <p>b 4と評価する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画項目別評価が全てAまたはBである場合 	<p>(2) 評価</p> <p>ア 中期目標項目別評価</p> <p>上記(1)の調査・分析を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、社会貢献、業務運営、財務、評価、情報公開、大学改革の推進（公立大学法人福岡女子大学のみ））ごとに、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して次の5段階で評価するとともに、その判断理由を記載する。</p> <p>(ア) 5段階評価</p> <p>5：中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。</p> <p>4：中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。</p> <p>3：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる。</p> <p>2：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている。</p> <p>1：中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。</p> <p>(イ) 評価の目安</p> <p>a 5と評価する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画項目別評価が全てAまたはBであり、かつ、業務の進捗状況や特記事項の内容に特筆すべき進捗や取組みがあり、評価委員会が特に認める場合 <p>b 4と評価する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画項目別評価が全てAまたはBである場合

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）（年度評価要領との対照表）

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）	公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領（改正案）
<p>c 3と評価する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割以上の場合 ・中期計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割には満たないが、業務の実施状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が相当と認める場合 <p>d 2と評価する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割に満たず、業務の実施状況や特記事項の内容に特段の評価できる進捗や取り組みが認められない場合 <p>e 1と評価する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画項目別評価においてCまたはDが多く、中期目標の達成のためには重大な改善事項があると評価委員会が特に認める場合 <p>(ウ) ウェイトの反映</p> <p>評価に当たっては、法人が5（2）ア(i)によりウェイト付けを行っている場合は、ウェイトを勘案して判断する。</p>	<p>c 3と評価する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割以上の場合 ・年度計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割には満たないが、業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が相当と認める場合 <p>d 2と評価する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割に満たず、業務の進捗状況や特記事項の内容に特段の評価できる進捗や取り組みが認められない場合 <p>e 1と評価する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画項目別評価においてCまたはDが多く、中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項があると評価委員会が特に認める場合 <p>(ウ) ウェイトの反映</p> <p>評価に当たっては、法人が4（2）ア(i)によりウェイト付けを行っている場合は、ウェイトを勘案して判断する。</p>
<p>イ 全体評価</p> <p>全体評価は、中期目標項目別評価を踏まえ、中期目標の達成状況全体を総合的に評価する。評価は、業務の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、記述式で評価する。また、組織・業務運営等に係る改善すべき事項を記載する。</p>	<p>イ 全体評価</p> <p>全体評価は、中期目標項目別評価を踏まえ、中期目標・中期計画の進捗状況全体を総合的に評価する。評価は、業務の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、記述式で評価する。また、組織・業務運営等に係る改善すべき事項を記載する。</p>

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）（年度評価要領との対照表）

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）	公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領（改正案）
<p>ウ 留意すべき点</p> <p>評価を実施するにあたっては、各法人を取り巻く諸事情等を勘案し、総合的に判断するものとする。</p>	<p>ウ 留意すべき点</p> <p>評価を実施するにあたっては、各法人を取り巻く諸事情等を勘案し、総合的に判断するものとする。</p>
<p>7 中期目標期間評価のスケジュール</p> <p>(1) 暫定評価（中期目標期間の5年度目から最終年度にかけて実施）</p> <p>9月末日まで ・法人は業務実績報告書を提出</p> <p>11月 ・評価委員会による業務実績報告書の調査・分析</p> <p>3月 ・法人は認証評価機関の評価結果を提出</p> <p>4月 ・評価委員会による評価案の作成</p> <p>8～9月 ・5年度目の年度評価結果を踏まえ、評価案を決定</p> <p>・評価案に対する法人の意見申立ての機会の付与</p> <p>・評価結果の決定</p> <p>・評価結果の知事への報告及び法人への通知</p> <p>11月 ・知事が評価結果を議会に報告</p> <p>1月 ・評価結果の公表</p> <p>(2) 中期目標期間終了後の評価（評価の確定）</p> <p>6月末日まで ・法人は業務実績報告書を提出</p> <p>7月 ・評価委員会による業務実績報告書の調査・分析</p> <p>8月 ・評価委員会による評価案の決定</p> <p>・評価案に対する法人の意見申立ての機会の付与</p> <p>・評価結果の決定</p> <p>・評価結果の知事への報告及び法人への通知</p> <p>9月 ・9月議会において、知事が評価結果を議会に報告</p> <p>10月 ・評価結果の公表</p>	<p>6 年度評価のスケジュール</p> <p>6月末日まで ・法人は業務実績報告書を提出</p> <p>7月 ・評価委員会による業務実績報告書の調査・分析</p> <p>8月 ・評価委員会による評価案の決定</p> <p>・評価案に対する法人の意見申立ての機会の付与</p> <p>・評価結果の決定</p> <p>・評価結果の知事への報告及び法人への通知</p> <p>9月 ・9月議会において、知事が評価結果を議会に報告</p> <p>10月 ・評価結果の公表</p>

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）（年度評価要領との対照表）

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領（案）	公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領（改正案）
<p>8 その他</p> <p>本実施要領については、必要に応じ、評価委員会の協議を経て見直すことができるものとする。</p>	<p>7 その他</p> <p>本実施要領については、事業年度評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議を経て見直すことができるものとする。</p>

公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領（改正案）（新旧対照表）

改正後	改正前
<p data-bbox="203 240 1016 272">公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領</p> <p data-bbox="707 320 1099 512">福岡県公立大学法人評価委員会 平成18年11月20日決定 平成19年 8月 9日改正 平成20年 1月31日改正 <u>平成22年 月 日改正</u></p> <p data-bbox="152 564 327 596">1～3 （略）</p> <p data-bbox="152 644 483 676">4 法人の自己点検・評価</p> <p data-bbox="152 687 315 719">(1) （略）</p> <p data-bbox="152 727 360 759">(2) 項目別評価</p> <p data-bbox="174 767 315 799">ア （略）</p> <p data-bbox="174 847 483 879">イ 中期目標項目別評価</p> <p data-bbox="232 887 1099 1038">年度計画項目別の評価結果及び特記事項の内容を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、社会貢献、業務運営、財務、評価、情報公開、<u>大学改革の推進（公立大学法人福岡女子大学のみ）</u>）ごとに、記述式で評価する。</p> <p data-bbox="152 1046 315 1078">(3) （略）</p> <p data-bbox="152 1126 651 1158">5 評価委員会による調査・分析、評価</p> <p data-bbox="152 1166 309 1198">(1) （略）</p> <p data-bbox="152 1206 271 1238">(2) 評価</p> <p data-bbox="174 1246 483 1278">ア 中期目標項目別評価</p> <p data-bbox="203 1286 1099 1398">上記(1)の調査・分析を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、社会貢献、業務運営、財務、評価、情報公開、<u>大学改革の推進（公立大学法人福岡女子大学のみ）</u>）ごとに、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の</p>	<p data-bbox="1182 240 1995 272">公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領</p> <p data-bbox="1688 320 2080 480">福岡県公立大学法人評価委員会 平成18年11月20日決定 平成19年 8月 9日改正 平成20年 1月31日改正</p> <p data-bbox="1133 564 1308 596">1～3 （略）</p> <p data-bbox="1133 644 1464 676">4 法人の自己点検・評価</p> <p data-bbox="1133 687 1296 719">(1) （略）</p> <p data-bbox="1133 727 1341 759">(2) 項目別評価</p> <p data-bbox="1155 767 1296 799">ア （略）</p> <p data-bbox="1155 847 1464 879">イ 中期目標項目別評価</p> <p data-bbox="1214 887 2080 999">年度計画項目別の評価結果及び特記事項の内容を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、社会貢献、業務運営、財務、評価、情報公開）ごとに、記述式で評価する。</p> <p data-bbox="1133 1007 1296 1038">(3) （略）</p> <p data-bbox="1133 1126 1632 1158">5 評価委員会による調査・分析、評価</p> <p data-bbox="1133 1166 1290 1198">(1) （略）</p> <p data-bbox="1133 1206 1252 1238">(2) 評価</p> <p data-bbox="1155 1246 1464 1278">ア 中期目標項目別評価</p> <p data-bbox="1182 1286 2080 1398">上記(1)の調査・分析を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、社会貢献、業務運営、財務、評価、情報公開）ごとに、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して次</p>

公立大学法人の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領（改正案）（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>進捗状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して次の5段階で評価するとともに、その判断理由を記載する。 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>の5段階で評価するとともに、その判断理由を記載する。 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p>
<p>6 年度評価のスケジュール</p> <p><u>6月末日まで</u> ・法人は業務実績報告書を提出</p> <p>7月 ・評価委員会による業務実績報告書の調査・分析</p> <p><u>8月</u> ・<u>評価委員会による評価案の決定</u></p> <p>・評価案に対する法人の意見申し立ての機会の付与</p> <p>・評価結果の決定</p> <p>・評価結果の知事への報告及び法人への通知</p> <p>9月 ・9月議会において、知事が評価結果を議会に報告</p> <p>10月 ・評価結果の公表</p>	<p>6 年度評価のスケジュール</p> <p><u>6月下旬</u> ・法人は業務実績報告書を提出</p> <p>7月 ・評価委員会による業務実績報告書の調査・分析及び<u>評価案の策定</u></p> <p><u>7月下旬</u> ・評価案に対する法人の意見申し立ての機会の付与</p> <p><u>8月中旬</u> ・評価結果の決定</p> <p>・評価結果の知事への報告及び法人への通知</p> <p>9月 ・9月議会において、知事が評価結果を議会に報告</p> <p>10月 ・評価結果の公表</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>

1. 変更理由

平成21年12月に、福岡県公立大学法人の役員報酬の算出根拠となっている国家公務員の給与及び福岡県職員の給与が改定(H22. 1. 1適用)されたため、各大学において役員報酬規程の改定(H21. 12月)を行ったもの。

○「一般職の職員の給与に関する法律」(国家公務員)の一部改正

別表第11 指定職俸給表(部分)

※約マイナス0.3%の引き下げ

号棒	改正前	改正後	改定額	改定割合	
3	843,000	840,000	△ 3,000	99.64%	……副理事長の報酬基礎額
4	922,000	919,000	△ 3,000	99.67%	……理事長の報酬基礎額

○「福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」の一部改正

※期末手当の支給月数の引き下げ

改正前		改正後	
6月期	1. 6 月	6月期	1. 45月
12月期	1. 75月	12月期	1. 65月
計	3. 35月	計	3. 1 月

2. 変更内容

区分	改正前			改正後			改定額		
	年棒額	内 訳		年棒額	内 訳		年棒額	内 訳	
		基本年俸	業績年俸		基本年俸	業績年俸		基本年俸	業績年俸
理事長	15,543,000	11,064,000	4,479,000	15,159,000	11,028,000	4,131,000	△ 384,000	△ 36,000	△ 348,000
副理事長	14,211,000	10,116,000	4,095,000	13,856,000	10,080,000	3,776,000	△ 355,000	△ 36,000	△ 319,000
常務理事	6,800,000	4,800,000	2,000,000	6,800,000	4,800,000	2,000,000	0	0	0

※理事長・副理事長年俸の算出内訳

	改正前				改正後			
		理事長 (4号棒)	副理事長 (3号棒)			理事長 (4号棒)	副理事長 (3号棒)	
基本年俸	年俸基礎額(給料月額) A	922,000	843,000	年俸基礎額(給料月額) A	919,000	840,000		
	年額(A×12月) B	11,064,000	10,116,000	年額(A×12月) B	11,028,000	10,080,000		
業績年俸	職務加算(A×20%) C	184,400	168,600	職務加算(A×20%) C	183,800	168,000		
	管理職加算(A×25%) D	230,500	210,750	管理職加算(A×25%) D	229,750	210,000		
	業績年俸(A+C+D)×3.35月	4,479,000	4,095,000	業績年俸(A+C+D)×3.1月	4,131,000	3,776,000		

3. 平成21年12月の業績年俸の特例

平成21年12月の期末手当及び勤勉手当については、別の規程を定め、当該規程により定められた支給額①から、H21年4月～12月までの公民給与較差に相当する調整額②を減じた額とする。

①平成21年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合

区分	内 訳		
	基本年俸	業績年俸	
理事長	11,064,000	4,145,000	※赤字…変更部分
副理事長	10,116,000	3,790,000	
常務理事	4,800,000	2,000,000	

②平成21年4月～12月までの公民給与較差に相当する調整額

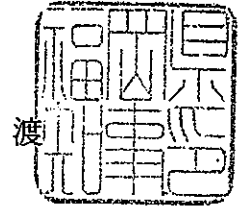
- ・6月分業績年俸
 - ・年俸の12分の1(月額)×0.25/100×9(4月～12月)
 - ・6月分業績年俸×0.25/100
 - ・12月分業績年俸×0.25/100
- } 調整額

①-②=平成21年12月業績年俸

21学第 1461 号
平成22年 1月13日

福岡県公立大学法人評価委員会
委員長代理 新田 光之助 様

福岡県知事 麻 生



公立大学法人の役員報酬の支給基準の変更について（通知）

このことについて、公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学から別添のとおり届出がありましたので、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する第49条第1項の規定に基づき、通知します。